



(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府令・省令〕

○排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律第二十四条第一項に規定する事件に関する拿捕に係る担保金の提供等に関する命令の一部を改正する命令 (内閣府・農林水産・国土交通)

〔省令〕

○無線局(基幹放送局を除く。)の開設の根本的基準等の一部を改正する省令(総務七五)
○再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則(厚生労働二一〇)

〔告示〕

○陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、簡易無線局及び構内無線局の申請の審査に適用する受信設備の特性を定める件の一部を改正する件(総務三二八)
○工事設計書の記載の一部を省略することができる適合表示無線設備を定める件の一部を改正する件(同三一九)

天

三

八

二

二

○外国の無線局の無線設備が電波法第三章に定める技術基準に相当する技術基準に適合する事実を定める件の一部を改正する件(同三三〇)
○無線局免許申請書等に添付する無線局事項書及び工事設計書の各欄に記載するためのコード表(無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。)を定める件の一部を改正する件(同三三一)
○時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の送信装置の技術的条件を定める件の一部を改正する件(同三三二)
○三・九世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する指針を定める件の一部を改正する件(同三三三)
○二・〇一〇MHzを超え二・〇二五MHz以下の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針を定める件の一部を改正する件(同三三四)
○登録検査等事業者等規則第十七条及び別表第五号第三の三(2)の規定に基づく登録検査等事業者等が行う検査の実施方法及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件の一部を改正する件(同三三五)
○登録検査等事業者等規則第二十条及び別表第七号第三の三(2)の規定に基づく登録検査等事業者等が行う点検の実施方法及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件の一部を改正する件(同三三六)

天

三

五

○電波法第六条第七項の規定に基づき、同項各号の無線局が使用する電波の周波数を定める件の一部を改正する件(同三三七)
○シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置であつて、周波数分割複信方式を用いるもの及び時分割複信方式を用いるものうち、三・四GHzを超え三・六GHz以下の周波数の電波を送信するものの技術的条件を定める件(同三三八)
○キャリアアグリゲーション技術を用いて行つてはならない通信を定める件(同三三九)
○端末設備であつて電波を使用するもののうち、利用者からの接続の請求を拒めないものを定める件の一部を改正する件(同三四〇)
○端末機器の技術基準適合認定等に関する試験方法を定める件の一部を改正する件(同三四一)
○インターネットプロトコル電話端末及び専用通信回線設備等端末の電気的條件等を定める件の一部を改正する件(同三四二)
○インターネットプロトコル移動電話端末又は自営電気通信設備であつて、インターネットプロトコル移動電話用設備に接続されるものの送信タイミングの条件等を定める件(同三四三)
○端末設備等規則の規定によることが著しく不合理なインターネットプロトコル移動電話端末等及びその条件等を定める件の一部を改正する件(同三四四)
○広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備の技術的条件を定める件の一部を改正する件(同三四五)

天

三

五

○周波数割当計画の一部を変更する件(同三四六)
○第四世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する指針を定める件(同三四七)
○第四世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する指針を定める件に基づき特定基地局の開設計画の認定の申請期間等を定める件(同三四八)
○政党交付金を返還すべき政党の名称及び返還すべき政党交付金の額を公表する件(同三四九)
○国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入銷却に関する件(財務二九四、二九五)
○労働安全衛生法第五十七条の第三項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する件(厚生労働三七二)
○生物学的製剤基準の一部を改正する件(同三七三)
○薬事法第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件(同三七四)
○生物由来原料基準の一部を改正する件(同三七五)
○因循勤務環境改善マネジメントシステムに関する指針(同三七六)
○排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行規則に基づき外国人に交付する承認証の様式を定める件(農林水産二二九六)
○排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行規則の規定に基づき外国人が表示しなければならぬ標識として旗を定める件の一部を改正する件(同二二九七)

天

三

五

六

六

六

六

六

六

ロ 勤務環境に関する現状の分析(以下「現状分析」という。)、勤務環境の改善に関する目標(以下「改善目標」という)の設定及び勤務環境の改善に関する計画(以下「改善計画」という)の作成。

ハ 改善計画の実施

- 二 改善目標の達成状況及び改善計画の実施状況の評価(以下「評価」という)並びにこれを踏まえた改善目標及び改善計画等の見直し
- 二 手引書 医療勤務環境改善マネジメントシステムに関して、厚生労働省医政局長が定める手引書をいう。

(適用)

第三条 医療勤務環境改善マネジメントシステムに従って行う措置は、病院又は診療所を一の単位とし、組織全体の取組として実施することを基本とする。

(改善方針の表明)

第四条 病院又は診療所の管理者は、改善方針を表明し、当該病院又は診療所の医療従事者その他の職員に周知を図るものとする。

2 改善方針は、次の事項を含むものとする。

- 一 医療従事者の勤務環境の改善を通じて、医療従事者の確保及び定着並びに患者の安全及び健康の確保を図ること
- 二 当該病院又は診療所の医療従事者その他の職員の協力の下に、勤務環境を改善する活動を組織全体で実施すること
- 三 職種にかかわらず、医療従事者の勤務環境の改善を図ること
- 四 医療勤務環境改善マネジメントシステムに従って行う措置を適切に実施すること

(体制の整備)

第五条 病院又は診療所の管理者は、医療勤務環境改善マネジメントシステムに従って行う措置を適切に実施する体制を整備するため、次に掲げる事項を行うものとする。

- 一 当該病院又は診療所の管理者の適切な関与の下、当該病院又は診療所の実情に応じ、多様な部門及び職種の構成員により構成される協議組織(第十二条において「協議組織」という。)を設置(当該病院又は診療所における安全衛生委員会等の既存の組織を活用することを含む。)すること
- 二 医療勤務環境改善マネジメントシステムの各過程ごとに必要な事項を記録し、その内容について当該病院又は診療所の医療従事者その他の職員が確認できるような体制を整備すること
- 三 その他医療勤務環境改善マネジメントシステムに実効性を果たせるために必要な体制の整備を行うこと。

(現状分析)

第六条 病院又は診療所の管理者は、手引書に示された手法等を参考として、当該病院又は診療所における医療従事者の勤務環境に関する現状を定量的及び定性的に把握し、客観的に分析するものとする。

2 病院又は診療所の管理者は、前項の分析の結果を踏まえ、当該病院又は診療所全体の状況を勘案して優先的に実施する措置を決定するものとする。

(改善目標の設定)

第七条 病院又は診療所の管理者は、改善方針に基づき、次に掲げる事項を踏まえ、改善目標を設定し、当該目標においては、可能な限り一定期間に達成すべき到達点を明らかにするとともに、当該目標を医療従事者その他の職員に周知するものとする。

一 現状分析の結果

二 手引書に示された目標設定の際に留意すべき事項等

(改善計画の作成)

第八条 病院又は診療所の管理者は、改善目標を達成するため、現状分析等に基づき、一定期間に係る改善計画を作成するものとする。

2 改善計画は、改善目標を達成するための具体的な実施事項、実施時期、実施の手順等について定めるものであり、次に掲げる事項のうち、当該病院又は診療所の状況に応じて必要な事項を定めるものとする。

- 一 働き方の改善に関すること
- 一 医療従事者の健康の支援に関すること
- 三 働きやすさの確保のための環境の整備に関すること
- 四 働きがいの向上に関すること
- 五 その他必要な事項

(改善計画の実施)

第九条 病院又は診療所の管理者は、改善計画に定めた事項を適切かつ継続的に実施するものとする。

2 病院又は診療所の管理者は、改善計画の内容及びその進捗状況について当該病院又は診療所の医療従事者その他の職員に周知するとともに、その進捗状況を踏まえ、必要があると認めるときは、改善計画に定めた事項について修正するものとする。

(評価及び改善)

第十条 病院又は診療所の管理者は、手引書等を参考として、あらかじめ評価を実施する手順及びその実施者を定めるものとする。

2 評価の実施者は、改善計画の期間の終了時に評価を実施し、その結果について病院又は診療所の管理者に報告するものとする。

3 病院又は診療所の管理者は、次回の改善目標の設定及び改善計画の作成に当たって前項の評価の結果を反映する等の必要な改善を行うものとする。

(医療勤務環境改善マネジメントシステムの見直し)

第十一条 病院又は診療所の管理者は、前条の評価及び改善の結果を踏まえ、定期的に、当該病院又は診療所における医療勤務環境改善マネジメントシステムの妥当性及び有効性を確保するため、改善方針の見直し等の医療勤務環境改善マネジメントシステムの全般的な見直しを行うものとする。

(医療従事者の参画)

第十二条 病院又は診療所の管理者は、改善目標の設定、改善計画の作成並びに評価の実施及びこれを踏まえた改善目標及び改善計画等の見直しに当たっては、協議組織の議を経るほか、あらかじめ当該病院又は診療所の医療従事者の意見を聴くこと等により、医療勤務環境改善マネジメントシステムの運用に係る医療従事者の参画を図るものとする。

(都道府県による支援の活用等)

第十三条 病院又は診療所の管理者は、この指針に定めるもののほか、医療勤務環境改善マネジメントシステムの運用に当たっては、医療法第三十条の十五第一項に規定する医療従事者の勤務環境の改善に関する都道府県による支援を活用するとともに、手引書等を参考として、当該病院又は診療所の状況に応じた適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

○農林水産省告示第千二百九十六号

排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行規則(平成八年農林水産省令第三十三号)第十三条(同令第十五条において読み替えて準用する場合を含む)において準用する同令第三十三条の規定に基づき、排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律(平成八年法律第七十六号)第十一條第二項(同法第十四条第三項において準用する場合を含む)において準用する同法第五條第二項の規定により外国人に交付する承認証の様式を次のように定め、平成二十六年十月一日から施行する。なお、平成八年農林水産省告示第千九十九号(排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律第十一條第二項において準用する第五條第二項の規定により外国人に交付する承認証の様式を定める件。以下「告示第千九十九号」という)は、平成二十六年九月三十日限り、廃止し、この告示の施行の際現にあるこの告示による廃止前の告示第千九十九号の様式により交付されている承認証は、この告示の様式によるものとみなす。

平成二十六年九月二十六日
農林水産大臣 西川 公也